

社労士オフィス.KAN

## KAN 通信

VOL55

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN

社会保険労務士 武用 貫汰

〒573-0013

大阪府枚方市星丘1-26-14

電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291

e-mail：

## 10月から始まる社会保険適用拡大への対応はお済みですか？

### ◆従業員数 101 人以上の会社のパート・アルバイトが厚生年金・健康保険の加入対象に

加入対象は、(1)週所定労働時間 20 時間以上、(2)月額賃金 8.8 万円以上、(3)2 か月超雇用見込みがある、(4)学生ではない、の 4 つに該当する従業員ですが、手取り収入への影響から、働き方を変える人が出てくると考えられます。例えば、加入希望の人がシフトを増やして手取り減を回避したいと言ったり、扶養を外れたくない人がシフトを減らしたいと言ったりするかもしれません。

会社の保険料負担や発生する手続きも気になりますが、従業員が働き方を変えるとシフト編成等に影響が生じる可能性もあります。従業員へのヒアリング等を行い、支障が出ないように準備しましょう。

### ◆短期パートの適用漏れに注意

上記要件のうち、(3)は当初契約の雇用期間が 2 か月以内でも、契約更新等されると、当初から社会保険に加入となります。これまでの「1 年超」との要件が撤廃されるため、特に適用漏れに注意が必要です。

年金事務所による調査で適用漏れは厳しくチェックされ、万が一があると保険料の遡及払いが発生し、従業員負担分も含めていったん会社が立て替えざるを得なくなったりします。適正に手続きがされているか、チェックしておくといでしょう。

### ◆雇用保険料率も 10 月から引上げ

従業員数 100 人未満の会社も、雇用保険料率の引上げによる影響があります。一般の事業で事業主分が 1,000 分の 6.5 から 8.5 に、労働者分が 1,000 分の 3 から 1,000 分の 5 に引き上げられます。

特に労働者分は平成 29 年度以降据え置かれていたた

め、若い従業員には率が変わるものと認識していない人もいるかもしれません。10 月分の給与明細と一緒に、保険料率の変更を案内してあげるとよいでしょう。

【日本年金機構「令和 4 年 10 月から短時間労働者の適用拡大・育休免除の見直し等が行われます」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0729.html>

### 「インボイス制度」への対応～東京商工リサーチの調査より

2023 年 10 月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。

インボイス制度では、事前に登録した事業者のみが適格請求書（インボイス）を発行できます。売主は買主から要求されるとインボイスの交付が必要になり、その写しを保存する義務があります。買主は交付されたインボイ

スを保存しておき、仕入税額控除の申請に活用します。

東京商工リサーチは8月1日～9日に、「インボイス制度」についての企業向けアンケート調査を実施しました。

#### ◆「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」についてご存じですか？

インボイス制度を「知らない」と回答した企業は7.5%（6,441社中、483社）にとどまり、「よく知っている」19.5%（1,257社）、「大体知っている」49.0%（3,158社）、「少し知っている」23.9%（1,543社）を合わせた「知っている」は92.5%に達しました。

規模別では、「知らない」は、大企業が6.2%（988社中、62社）、中小企業が7.7%（5,453社中、421社）で、規模を問わずインボイス制度の認識は広がっています。

#### ◆インボイス制度導入後、免税事業者との取引はどうする方針ですか？

インボイス制度の導入後、免税事業者との取引について、「これまで通り」が41.2%（5,292社中2,181社）と4割超を占めました。一方、「免税事業者とは取引しない」は9.8%（523社）、「取引価格を引き下げる」は2.1%（115社）と、1割強（11.9%）が取引中止や取引価格の引下げ意向を示しています。

また、「検討中」は46.7%（2,473社）と、まだ半数近くは取引方針を迷っており、免税事業者への悪影響が広がる可能性もあります。

#### 【東京商工リサーチ調査結果】

[https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220820\\_02.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220820_02.html)

### 10月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

#### 11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]

#### 31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 < 第3期分 > [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 < 休業4日未満、7月～9月分 > [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付 < 延

納第2期分 > [郵便局または銀行]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

#### ～当事務所より一言～

今年も早いもので残り3カ月を切りました。大分過ぎ易くなってきた今月初めアントニオ猪木さんの死去のニュースが飛び込んできました。

アントニオ猪木さんは小学生時代に熱狂的に応援してましたのでさみしいです。どうぞ安らかに（祈）

猪木さんはみんなに元気を送ってる人だったので、元気に頑張っていきましょう。「元気があればなんでもできる」

